稲城市農業委員会委員候補者推薦及び募集要領

1　目　　的

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、稲城市長が行う稲城市農業委員会委員（以下「委員」という。）の候補者推薦の求め、及び委員になろうとする者の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2　募集期間

令和８年２月 16 日（月）から３月 13 日（金）まで

3　推薦等対象者

推薦の対象者は、稲城市農業委員会委員候補者被推薦者（以下「被推薦者」という。）とし、また、募集の対象は、委員になろうとして自ら応募する者（以下「応募者」という。）とする。

4　被推薦者及び応募者の要件

委員として、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌事務に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

5　委員となることができない者（法第８条第４項）

（１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（２）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受ける事がなくなるまでの者

（３）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれと密接な関係を有する者

6　推薦及び応募の方法

（１）推　薦

①農業者その他の関係者からの推薦は、推薦者３人による稲城市農業委員会委員候補者推薦書（個人推薦）（様式第１号）（以下「個人推薦書」という。）の提出をも

って行う。

②農業者が組織する団体等からの推薦は、稲城市農業委員会委員候補者推薦書（法人又は団体推薦）（様式第２号）（以下「法人等推薦書」という。）の提出をもって行う。

（２）応　募

委員になろうとする者の自らの応募は、稲城市農業委員会委員候補者募集応募申込書（様式第４号）（以下「応募申込書」という。）の提出をもって行う。

（３）個人推薦書、法人等推薦書及び応募申込書の提出

①提出方法　募集期間内に持参又は郵送により提出する。但し、郵送の場合は３月 13 日以前の消印を有効とする。

②提 出 先　稲城市役所　経済課農政係

③受付時間　持参による推薦書及び応募申込書の受付時間は、募集期間内の閉庁日を除く、各日午前９時から午後５時までとする。なお、郵送の場合はこの限りでない。

④そ の 他　提出推薦書・応募申込書は返却しない。

法令等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所を除き、法令に基づき全て公表の対象とする。

7　委員の候補者の選考

被推薦者と応募者の総数が募集人員を超えた場合、又は市長が必要と認める場合は、「稲城市農業委員会委員候補者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）での評価等を経て、市長が任命する委員の候補者を選考する。

なお、評価等を行う上で必要がある場合、評価委員会が面接を実施する。

8　選考結果の通知

選考結果は、４月下旬頃に本人宛に郵送で通知する。

9　個人情報の取扱

推薦または応募を通じて取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用しない。

10　募集人員

個人及び団体推薦及び応募による委員　11 人

11　委員に関する事項

（１）任　期　　令和８年７月 20 日から３年間

（２）主な職務

①農地法等により農業委員会の権限とされている農地利用関係の調整に関する事項を遂行するための諸活動で、具体的には、農地の権利移動や農地転用、生産緑地指定等、相続税等特例農地適用等に係る農地現地調査並びに利害関係者への聞き取り、及び農地の適正管理や違法転用防止等を目的とした農地現地調査など。

②農業委員会会議での議案等審議。（月１回程度）

③その他職務に関する研修受講等。

（３）身分並びに報酬額

地方自治法第 203 条の２に規定する非常勤特別職として、稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬が支給されるとともに、市外出張に伴う経費についても費用弁償として支給される。

報酬金額	会　長	月額　５８，０００円
	会長職務代理者	月額　４７，５００円
	委　員	月額　４２，５００円

12　推薦及び応募の問い合わせ先

〒206-8601　稲城市東長沼２１１１

稲城市役所　６階　経済課　農政係

電　話　０４２－３７８－２１１１（内線６７５）

ＦＡＸ　０４２－３７７－４７８１

メール　keizai@city.inagi.lg.jp